

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 1 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2022

課題番号：20K01316

研究課題名（和文）国連内部法の体系的研究

研究課題名（英文）Internal Legal System of the United Nations

研究代表者

黒神 直純（Kurokami, Naozumi）

岡山大学・社会文化科学学域・教授

研究者番号：80294396

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：国連内部に生起する法体系において、組織を規律する「組織法」と加盟国を直接の名宛人として作用を及ぼすような「作用法」と呼ぶものに分類した。また、成立形式から見れば、内部機関が制定する規則・決定もあれば、機関や加盟国が積み重ねた実行が法規範にもなる。これらの総体を内部法ととらえ、国連内部における法規範を整理し、かつそれらが生成されるメカニズムに着目してその全容を解明しようと試みた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国連にかかわる法秩序は、内部に生起する組織法と、加盟国に対して作用を及ぼす作用法に分類される。これら組織法と作用法から成る内部法規範は、もとをたどれば、設立文書たる国連憲章に基づくものである。従って、本研究では、種々の憲章規則を誰がどのように解釈し、適用・実施してきたのかを分析した。

本研究は、これまで十分に研究されてこなかった国連内部における法構造を明らかにしようとするものであり、ひいては、国際機構法体系の研究の重要な一部を構成する国際機構内部法の研究の端緒と位置づけられる。

研究成果の概要（英文）： The purpose of this study has been to throw light on the legal order, so-called internal law of the United Nations. The order would consist of, on the one hand, the norm of the institutional nature and, on the other hand, that of the operational character. Additionally, focusing on the way of creating such norms, there would be statutory norms and customary rules. Thus, it was successful to clarify the legal order in the United Nations as a whole in this three-year study project.

研究分野：国際法

キーワード：国連 国連憲章 国際機構

## 1. 研究開始当初の背景

国連では、総会や安保理、経済社会理事会などの諸機関、あるいはそれらの下部に設けられた種々の補助機関が日々活動を行っている。それらの法実行の集積により国連憲章を頂点とした法秩序が形成されている。このいわゆる「国連内部法」の生成メカニズムに着目したのが本研究の出発点である。

申請者は、早くから国際機構内部法に関して興味を持ち、国際法学会 2001 年度研究大会において「国際組織の内部的責任について」と題する報告を行った。その後も、単著『国際公務員法の研究』(信山社、2006 年)をまとめ、国連を含む国際機構の内部組織法体系の一端を明らかにした。また、2007 年 9 月から 2 年間、ニューヨークのコロンビア大学にて国連事務局改革の研究を行う傍ら、日本政府代表部のアドバイザーとして、国連総会の種々の会合に参加した。さらに近年では、世界法学会 2010 年度研究大会で「国連事務局の機能変化」と題する報告を、また、国際法学会 2015 年度研究大会において、本研究課題着想のきっかけとなる「国連組織における法秩序の展開」(『国際法外交雑誌』115 巻 2 号(2016 年)27-53 頁)と題する研究成果を発表した。以上の研究実績が、申請者の学術的背景の中心となっている。

一般に、国連諸機関の決議は、国連憲章 25 条に基づく安保理決議のように、加盟国に対して法的拘束力を有するものと、国連総会決議に代表されるように、法的拘束力がないものとに区分して説明される。しかし、後者は個々の加盟国に宛てて直接権利義務を課すものではないものの、組織の運営上は法的拘束力を有する。例えば新規加盟国(憲章 4 条)や予算(憲章 17 条)を承認した総会決議が、法的拘束力がないという理由で、のちに容易に撤回されうるのか。このような場合、総会で決定された事項が法的拘束力を持たなければ、組織運営が明らかに支障をきたすであろう。安保理非常任理事国(23 条)補助機関の設置(7 条、22 条、29 条)事務総長の任命(97 条)等に関しても同様である。このように、一見して、法的拘束力がないと理解されている総会決議をはじめとする諸決議が、実は、国連の組織に関しては、法的拘束力を有している。

このように考えると、国連内部に生起する規範は実に様々である。規範の規律対象について見ると、組織を規律する「組織法」と呼ぶべきものもあれば、憲章 25 条に基づく安保理の決定(制裁決議等)のように、加盟国を直接の名宛人として作用を及ぼすような「作用法」と呼ぶべきものもある。また、成立形式から見れば、内部機関が制定する規則・決定もあれば、機関や加盟国が積み重ねた実行が法規範にもなる。これらの総体が国連内部法の体系と考えられる。

これまでの内外の研究においては、国連内部法について体系的な研究はなされてこなかった。欧米において、個別の主題(機関、予算等)の研究は多々あるが、体系的な研究は少ない。代表的なものとして、B. Conforti & C. Focarelli, *The Law and Practice of the United Nations*, 4th ed. (Nijhoff, 2010) や、R. Kolb, *Introduction au droit des Nations Unies* (Bruylant, 2008) がある。しかし、これらは概説書の域を超えない。O. Schachter ed., *United Nations Legal Order* (Cambridge U.P., 1995) もあるが、これは複数の学者による論集であり情報も古い。

国内では、「国連法」に関する研究は多いものの、その内部法の包括的かつ本格的な研究は皆無に等しい。名著、藤田久一『国連法』(東京大学出版会、1998 年)は、組織法の研究はなく専ら平和の維持に関する活動面(作用法)に重点が置かれる。個別テーマとして、財政に定評ある田所昌幸『国連財政』(有斐閣、1996 年)や補助機関研究の秋月弘子『国連法序説』(国際書院、1999 年)がある。しかし、これらは包括的な研究ではない。何故このテーマについて深く研究されてこなかったのか。思うに、安全保障分野の専門家や、国連研究の専門家が、自分たちの関心テーマにのみ引き付けて研究してきたことが一因であろう。しかし、国連法ひいては国際機構法を体系化して研究する上で、機構内部に生起する内部法の研究は不可欠のはずである。

以上の問題関心から、国連内部における法規範を整理し、かつそれらが生成されるメカニズムに着目してその全容を解明する必要があるのではなからうか、これこそが本研究の核心をなす重要な学術的「問い」である。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、国連内部に生起する規範構造の全容を明らかにし、3 年間でこの体系的な研究を終え、将来的には、『国連内部法』をテーマとした単著を刊行することにある。本研究課題において、当初の目的通り、その体系書の基礎的な研究は一通り終えることができたと思われる。具体的には、国連内部における法規範は、規律対象を基準として、大きく以下の 2 つに区分される。第 1 は、内部組織・行政事項を規律する組織法である。これは、成立形式から、内部機関により決議の形で制定・決定された成文法規範と、諸機関や加盟国、事務総長や事務職員らの実行に基づく不文法規範に分類される。成分法規範には、例えば憲章 4 条に基づく新規加盟国承認決議や憲章 17 条に基づく予算の承認などがあり、他方、不文法規範には、憲章上明示規定がないものの、決議の際のコンセンサス方式や、事務総長の任期(1 期 5 年)といった実行が挙げられる。

第 2 は、加盟国を直接の名宛人として作用を及ぼす作用法である。憲章 7 章の集団安全保障の枠内で採択される、憲章 25 条に基づく安保理の決定は、個別の加盟国に対して法的義務を課

す。ここでは、近年の授權決議や targeted sanction など合法性が問題とされてきたような慣行も見受けられる。これら組織法と作用法から成る内部法規範は、もとをたどれば、設立文書たる国連憲章に基づくものである。従って、本研究では、種々の憲章規則を誰がどのように解釈し、適用・実施してきたのかを分析し、また、それにより生み出されてきた規範の生成メカニズムを探ることができた。

その結果、これまで十分に解明されてこなかった、憲章を頂点とした緻密な法秩序を浮かび上がらせることができるとの結果を得ることができた。

### 3. 研究の方法

本研究の方法の特色として、第1に、国連の規範の解釈適用に基づく規範生成メカニズムを明らかにすることにより、国連憲章を頂点とした法構造を的確にとらえ、これまでの研究にはなかった視点、すなわちこのテーマを国際機構法上の問題として位置づけて体系化することであった。

第2に、国連の内部法を分析する手法にあった。J. ALVAREZ 教授（現ニューヨーク大学、元アメリカ国際法学会理事長）、M. DOYLE 教授（元国連事務次長補（元アナン事務総長特別顧問））、E. LINDENMAYER（元国連事務次長補）などニューヨークの研究者、ならびに各国国連代表部および国連職員とのネットワークを活用し、ダイナミックな動きを常に把握することを目指した。あいにく、コロナ禍の中で、現地に赴いて関係者らと直接の議論をすることは叶わなかったが、極力実務家からのダイナミックなフィードバックを得ることができたことは大きい。

本研究では、国連内部のあらゆる法現象を研究対象とし、これらの規範を整理し、それらが生じ生成されるメカニズム分析することにより、国連憲章を頂点とした法構造を明らかにした。そのため、(1)まず、前提的考察として、起草過程とそれに関わる議論を網羅的に検討し、起草者の意図を探る基礎研究を行った（初年度（令和2年））。(2)次に、組織法の研究である。ここでは、諸機関が規則・決議を採択することによって形成される成文法規範と、諸機関の慣行による不文法規範の研究が中心となった（2年目（令和3年））。(3)さらに、内部法を構成するもう1つの作用法の研究も必要であった。ここでは、憲章25条に基づく安保理の決定の検討が中心となった（3年目（令和4年））。

図示すると以下ようになる。

## 「国連内部法の体系的研究」研究計画

初年度(令和2年)  
第1段階: 先行研究の分析 前提的考察

#### 国連憲章の起草過程に関する分析:

サンフランシスコ会議および同会議による準備委員会に関する1次資料や当時の議論、学説の研究が中心となった。

#### 研究方法:

U.N.C.I.O.や国連憲章に関する種々のコメントリー、その他の文献を検討。資料収集には、国内外の研究機関や国会図書館、在京の国連広報センターなどを利用し収集に努めた。同時に、Official Document System(ODS)や、UNBISnetのような国連関係データベースをフルに活用した。

2年目(令和3年)  
第2段階: 組織法の形成メカニズムの研究

#### 組織法形成メカニズムの分析:

機関が生み出す成文法規範と、実行の積み重ねによる不文法規範を研究対象とした。

#### 研究方法:

国連各機関の決議、議事録等各種関連文書、各補助機関発行の諸規則、Repertory of Practice of United Nations Organsなどの資料の分析が中心。国連関連データベースや国連広報センターなどを用いた資料収集、各国の国連代表部職員および国連職員ならびに国際法・国連研究者とのメールや電話での意見交換を行った。

3年目(令和4年)  
第3段階: 作用法の形成メカニズムの研究

#### 作用法形成メカニズムの分析と総括:

安保理決議の分析が中心となる。特に、憲章7章の下で発せられる決定に焦点を当てて分析した。

#### 研究方法:

国連関連データベースから安保理決議関連の資料を収集し分析する。それと併せて、安全保障分野での先行研究の分析が中心。また、最終年度であるため、研究の総括を行い、研究成果を国内外において発表した。

#### 4. 研究成果

研究申請期間中に下記研究成果を得た。

- ・書籍：『国際法〔第5版〕』（東信堂、2022年）（共著）
- ・論文：「国際機構からの脱退に関する一考察」『岡山大学法学会雑誌』70巻3・4号（2021年）67-96頁。
- ・判例評釈：「38 国際組織の法人格」森川幸一・兼原敦子・酒井啓巨・西村弓編『国際法判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2021年）82-83頁。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 黒神直純	4. 巻 なし
2. 論文標題 国際組織の法人格	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際法判例百選	6. 最初と最後の頁 82-83
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 黒神直純	4. 巻 なし
2. 論文標題 国連における行政裁判所制度の確立	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『現代国際法の潮流』（東信堂）	6. 最初と最後の頁 241-247
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 黒神直純	4. 巻 70巻3・4号
2. 論文標題 国際機構からの脱退に関する一考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 岡山大学法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 67-96
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 浅田正彦	4. 発行年 2022年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 589
3. 書名 国際法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------